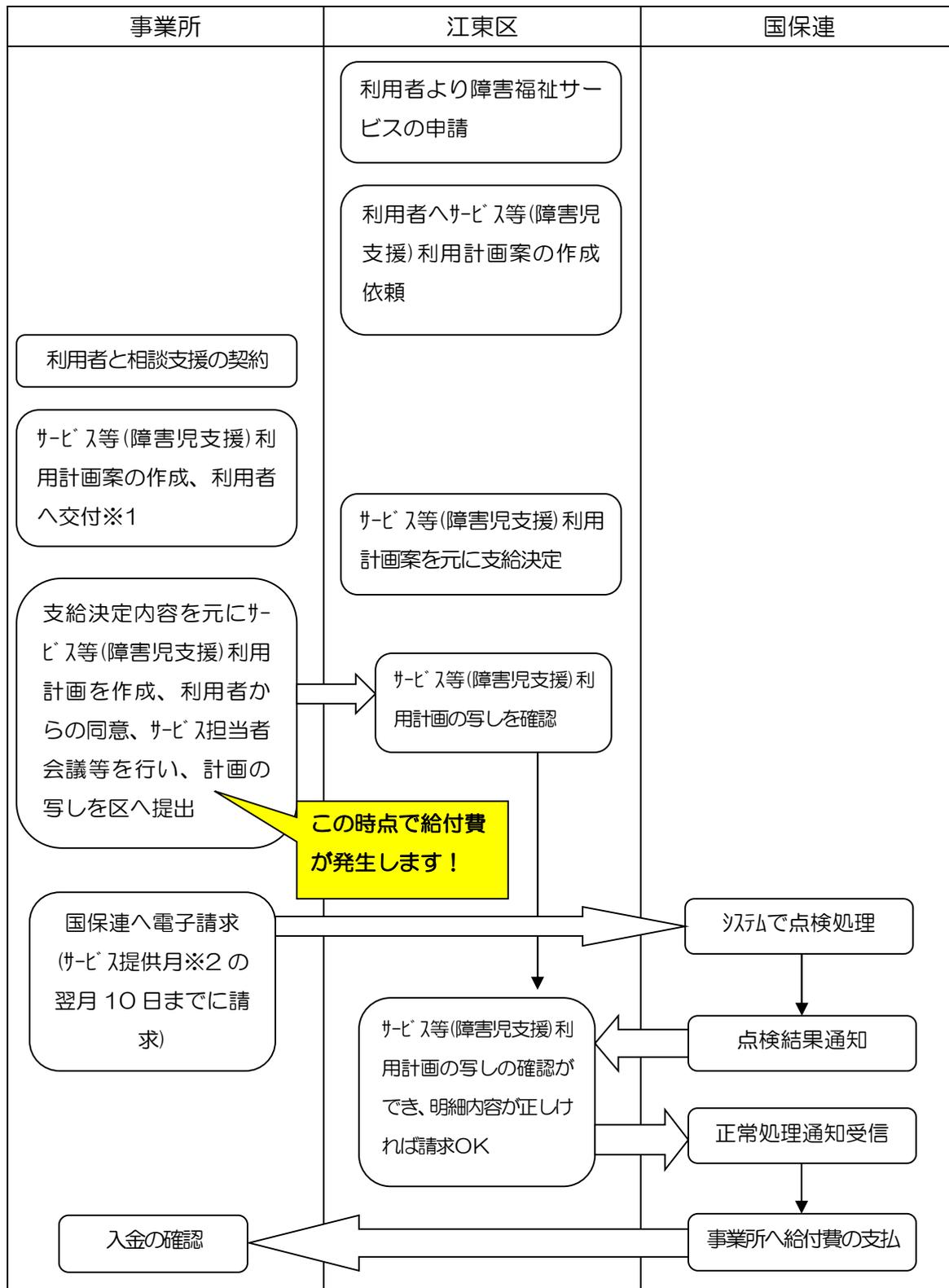


特定(障害児)相談支援事業に係る請求事務について

特定(障害児)相談支援事業(以下、相談支援事業という。)の給付費は東京都国民健康保険連合会(以下、国保連という。)へインターネットを介して電子請求します。

○請求までの流れ



※1 利用者に代わって事業所が区へ提出することも可能

※2 特定(障害児)相談支援におけるサービス提供月とはサービス等利用計画が作成された日が属する月のことです。

○請求事務の具体的な例

まずは大前提から・・・

※計画(障害児)相談給付費(以下、給付費という。)はサービス等(障害児支援)利用計画(以下、計画という。)を作成し、利用者からの同意、サービス担当者会議等を開催した時点で発生します。区には計画の写しを提出します。

- ・計画案や計画の作成後に利用者が障害福祉サービスの申請を却下した場合
→給付費はNG
- ・計画案や計画の作成途中、利用者の同意を得る前等の段階で利用者が転出もしくは死亡等により障害福祉サービスの申請が却下された場合→給付費はNG

※相談支援事業の給付費は原則、同一月において一利用者に対して一回しか算定されません。(基本相談は給付費の対象ではありません。)

- ・計画を作成し、基本相談(※1)も行ったのでサービス(児童)利用支援(※2)の給付費を2回分請求する→NG
- ・モニタリング実施月において2回モニタリングを行った。サービス(児童)継続支援(※3)の給付費を2回分請求する→NG

※1 基本相談：利用者の相談を受けることをいい、情報提供や手続きの代行、関係機関との連絡調整などの援助が想定されます。

※2 サービス(児童)利用支援：支給決定、支給決定の更新もしくは変更決定の際に必要な計画を作成した場合の給付費のサービス名称以下、サービス利用支援と表記

※3 サービス(児童)継続支援：モニタリング実施月においてモニタリングを行った場合の給付費のサービス名称以下、サービス継続支援と表記

※計画相談と障害児相談を一体的に実施する場合の給付費は障害児相談支援のみ算定します。

- ・居宅介護と児童発達支援の計画を作成したので、計画相談と障害児相談の両方を請求する→NG

※モニタリング実施終期月にモニタリングの実施および障害福祉サービス等の更新に係る計画を作成した場合はサービス利用支援の給付費のみを請求する。

- ・モニタリングの実施月と計画の作成月が異なったとしても給付費はサービス利用支援のみです。

※介護保険対象者で障害福祉サービスを利用する場合は原則、介護保険のケアマネジャーが一体的にケアプランを作成するので、サービス等利用計画は作成しない。(但し、ケアマネジャーのみでプランの作成が困難である、もしくは障害固有のサービスも利用である等の理由で区が認めた場合はこの限りではない。)

○その他、請求事務に関する留意点

・介護保険対象者の扱いについて

介護保険対象者は大前提の部分で示したとおり、ケアマネージャーが障害福祉サービスの利用も含めて一体的にケアプランを作成する為、計画相談の対象者とはなりません。但し、ケアマネージャーだけでのプラン作成が困難である、障害固有のサービス(行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)を利用するなどの理由で区がサービス等利用計画の作成を認めた場合は計画相談の対象となります。

・介護保険対象者の給付費の算定について

上記の理由により介護保険対象者が計画相談の対象者となった場合の給付費の算定は以下のとおり

【ケアプランとサービス等利用計画の作成者が同一の場合】

※ケアマネージャーがサービス等利用計画を作成する場合は相談支援専門員の要件を満たしている必要があります。

① 象者の要介護状態区分が要介護1または要介護2

各所定単位数より705単位減算 (例)サービス利用支援 1, 611単位→906単位
サービス継続支援 1, 310単位→605単位

② 対象者の要介護状態区分が要介護3、要介護4または要介護5

各所定単位数より1,007単位減算 (例)サービス利用支援 1, 611単位→604単位
サービス継続支援 1, 310単位→303単位

③ 象者の要介護状態区分が要支援1または要支援2

各所定単位数より112単位減算 (例)サービス利用支援 1, 611単位→1,499単位
サービス継続支援 1, 310単位→1,198単位

【ケアプランとサービス等利用計画の作成者が異なる場合】

ケアプラン作成者とサービス等利用計画作成者が異なる場合はそれぞれ100%の報酬が算定可能です。

・国保連送信用の請求データを作成する際のサービスコードについて

特定(障害児)相談の請求サービスコードはサービスの提供状況により合成単位として設定されています。(一つの提供月、利用者に対して一つのサービスコードを設定)サービス利用支援とサービス継続支援を同一提供月として請求する場合や上限管理加算や介護保険対象者の減算などがある場合は適切なサービスコードを選択してください。

○給付費を請求する際、区に提出する書類

給付費を国保連に請求する際、障害福祉サービス等の実績記録表にあたる帳票がありません。したがって給付費の算定資料として、モニタリング実施月にはモニタリング実施報告書の写しを提出していただきます。(サービス等利用(障害児支援)計画については必須なので計画を作成した際は区へ提出していただきます。)

区での請求審査事務は毎月20日前後から4日間程度かけて行いますので、この間に上記の各書類が未提出の場合は、算定資料なしとして、返戻扱いとなりますのでご注意ください。

各書類の提出時期については作成(利用者の同意を得たもの)が完了し次第、各相談係の担当宛てに提出して下さい。(※計画案については江東区の支給会議前までに提出されている必要があります。)

○給付費に関するお問い合わせ先

江東区 障害福祉部障害者支援課 支援調整係
TEL：03-3647-9507(直通)

○サービス等利用計画の作成に関するお問い合わせ先

ホームヘルプ系サービス利用者および児童通所支援利用者
精神障害の方のサービス全般

江東区 障害福祉部障害者支援課 在宅生活相談係 TEL：03-3647-4308

身体障害の方で上記サービス以外の利用者

江東区 障害福祉部障害者支援課 身体障害相談係 TEL：03-3647-4953

知的障害の方のサービス全般

江東区 障害福祉部障害者支援課 愛の手帳相談係 TEL：03-3647-4954

難病の方のサービス全般

江東区 健康部保健予防課 保健係 TEL：03-3647-5906

(ケース1) 新規に障害福祉サービスの支給決定をし、モニタリング期間6ヶ月と設定した場合 (支給決定開始月は7月、支給決定期間1年間で想定)

| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-----------------------|-------------------|---------------|----|-----|-----|--------------------|---------------|----|----|----|------|-------------------------|
| 計画案作成 | | | | | | モニタリング 実施月 | | | | | | モニタリング 実施終期月 |
| 支給決定 | サービス利用開始 | | | | | | | | | | | サービス更 新の場合は 計画案作成 |
| 計画作成 | | | | | | サービス利用継続 | | | | | 支給決定 | |
| | | | | | | | | | | | | 計画作成 翌月からサ ービス更新 |
| 算定可能な 給付費及び 提供月 | サービス利用支 援(7月分) | 翌月10日ま で請求 | | | | サービス継続支 援(12月分) | 翌月10日ま で請求 | | | | | サービス利用支 援(6月分) |
| モニタリング 期間カウント | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ヶ月目 | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ヶ月目 |

ポイント1

ポイント2

ポイント1：計画は支給決定後からサービス利用開始までの間に作成し、計画作成月は6月となりますが、新規(今まで一度もサービス利用なし)に限っては初回の給付費は7月提供分として請求します。(江東区では計画相談支援給付費の支給決定開始が障害福祉サービスの支給決定開始と同月で設定している為)

ポイント2：モニタリング終期月はモニタリングを実施した結果、障害福祉サービスの更新が必要な場合は計画作成を行います。サービス利用支援(1,600単位)のみ請求します。また、更新時のサービス提供月は既に計画相談支援給付費の決定がありますので、作成月である6月を提供月とし、7月10日までに国保連へ請求します。

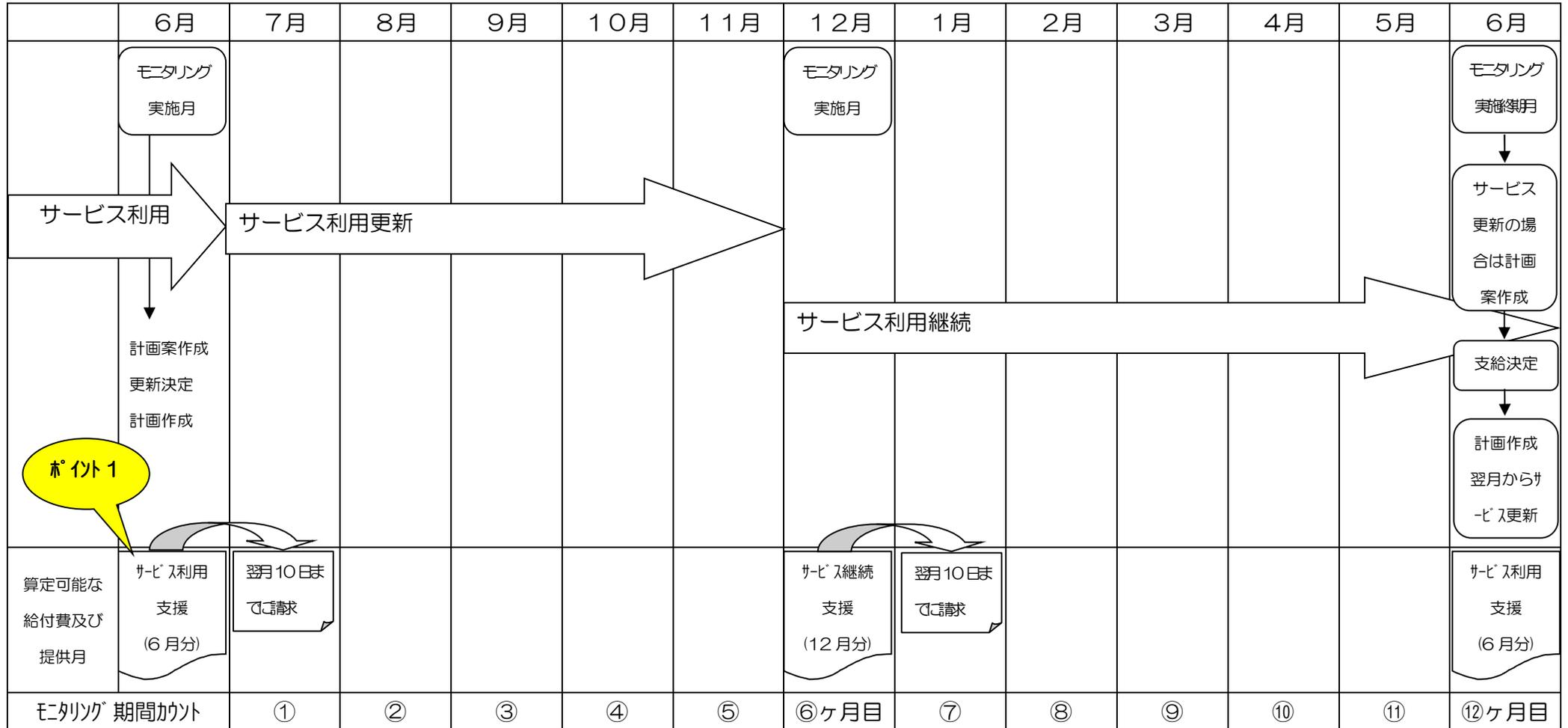
(ケース2) 新規に障害福祉サービスの支給決定をし、モニタリング期間6ヶ月(当初3ヶ月は毎月)と設定した場合 (支給決定開始月は7月、支給決定期間1年間で想定)

| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-----------------------|--|------------------------------------|------------------------------------|---------------|-----|-------------------------------------|---------------|----|----|----|----|-------------------------------------|
| 計画案作成 支給決定 計画作成 | モニタリング 実施月 | モニタリング 実施月 | モニタリング 実施月 | | | モニタリング 実施月 | | | | | | モニタリング 実施終期月 |
| | サービス利用開始 | | | | | | サービス利用継続 | | | | | サービス更 新の場合は 計画案作成 |
| | | | | | | | | | | | | 支給決定 ↓ 計画作成 翌月からサ ービス更新 |
| | ポイント1 | | | | | | | | | | | |
| 算定可能な 給付費及び 提供月 | サービス利用支 援(7月分) サービス継続支 援(7月分) | サービス継続支 援(8月分) 翌月10日ま で請求 | 翌月10日ま で請求 サービス継続支 援(9月分) | 翌月10日ま で請求 | | サービス継続支 援(12月分) 翌月10日ま で請求 | 翌月10日ま で請求 | | | | | サービス利用支 援(6月分) |
| モニタリング 期間カウント | ①ヶ月目 | ②ヶ月目 | ③ヶ月目 | ④ | ⑤ | ⑥ヶ月目 | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ヶ月目 |

ポイント1：この場合もケース1と同様に提供月は7月として請求します。給付費の請求の大前提には同一月に一回しか算定できないと記述していますが、サービス利用支援を行った後にサービス継続支援を行った場合は同一月でも両方算定できます。よって7月提供分は計画作成分とモニタリング分を請求します。

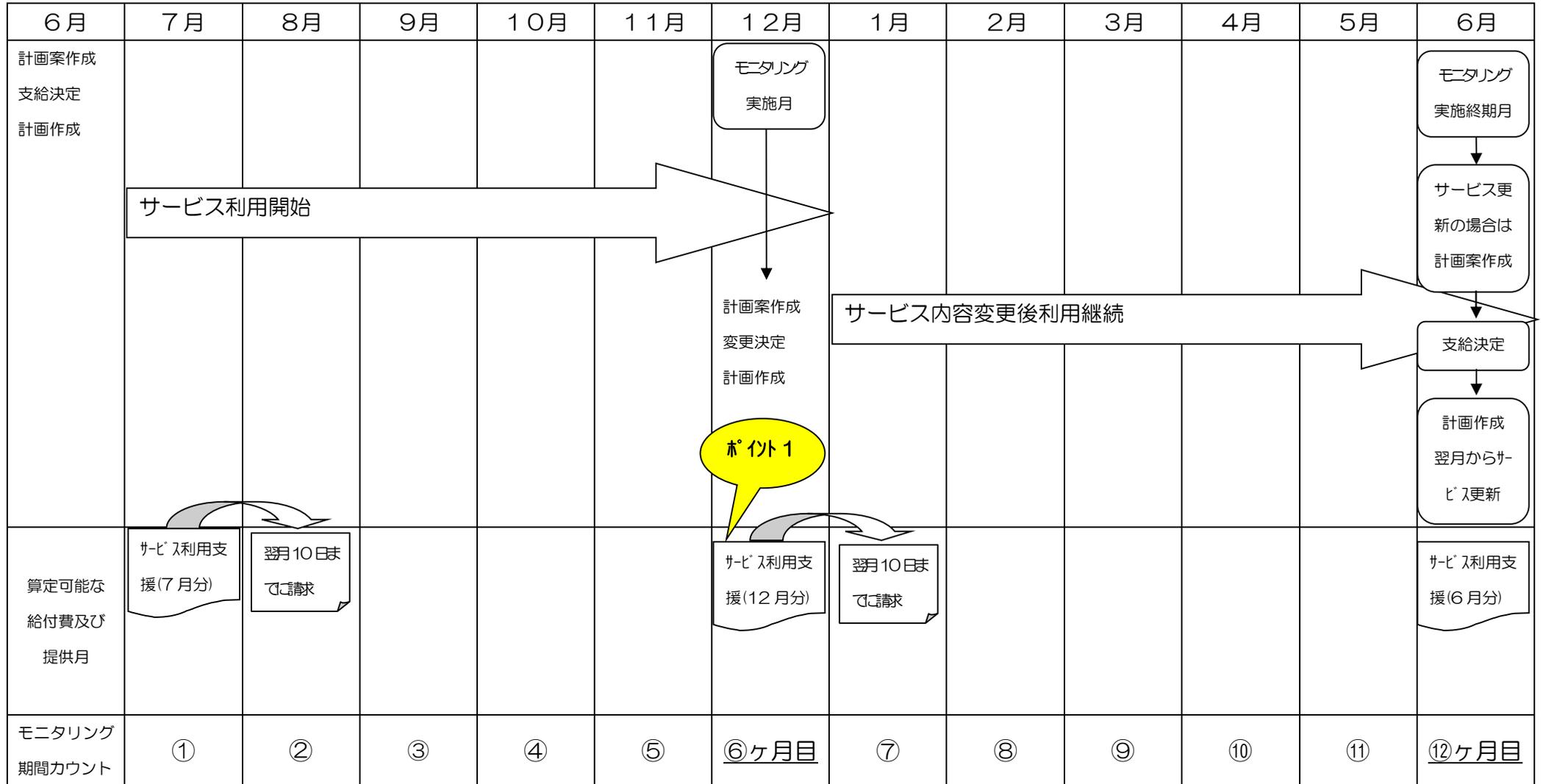
(ケース3) 障害福祉サービスの更新決定をし、モニタリング期間6ヶ月と設定した場合 (支給決定開始月は7月、支給決定期間1年間で想定)

※(ケース1)の翌年



ポイント1：モニタリング終期月はモニタリングを実施した結果、障害福祉サービスの更新が必要な場合は計画作成を行います。サービス利用支援(1,600単位)のみ請求します。また、更新時のサービス提供月は既に計画相談支援給付費の決定がありますので、作成月である6月を提供月とし、7月10日までに国保連へ請求します。以降、モニタリング期間の変更等が無い場合はこのサイクルで請求を行います。

(ケース4) 新規に障害福祉サービスの支給決定をし、モニタリング期間6ヶ月と設定、モニタリングを実施した結果、サービス内容の変更またはサービス追加となった場合（支給決定開始月は7月、支給決定期間1年間で想定）



ポイント1：モニタリングを実施した結果、サービスの変更等に伴い、計画を作成した場合はサービス利用支援(1,600単位)のみ請求します。また、計画作成の月が翌月にまたいだ場合で、モニタリング実施月と異なる場合でもサービス利用支援のみ請求します。

(ケース5) 相談支援を受けている利用者が相談支援事業所を契約変更し、サービスの提供が同一月に重複した場合①

【モニタリング実施が重複した場合】

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|---------------|----|----|----|-----|-----|--------------------------------|------------|----|----|----|----|----|
| 契約変更前事業所 | | | | | | モニタリング実施月 モニタリング実施 →請求NG | 契約変更月 | | | | | |
| 契約変更後事業所 | | | | | | モニタリング実施 →請求OK | | | | | | |
| 算定可能な給付費及び提供月 | | | | | | サービス継続支援(12月分) | 翌月10日までに請求 | | | | | |

Point 1: 契約変更前事業所と契約変更後事業所がそれぞれモニタリング実施月にモニタリングを行った場合は契約変更前事業所はサービス継続支援の請求はできない。契約変更後事業所のみ請求可能。

Point 2: 契約変更後事業所において新規に契約したとしても既に支給決定はされている(計画作成済)為、計画は作成せずにモニタリング期間に従ってモニタリングを実施する。よってこの場合はサービス継続支援を請求する。但し、モニタリングを行った結果、サービスの変更等が生じた場合は(ケース4)にならって計画を作成し、サービス利用支援を請求する。

※この扱いはモニタリング終期月においても同様であり、契約変更前事業所がモニタリングを行い、契約変更後事業所が更新の為の計画を作成した場合は契約変更後事業所のサービス利用支援のみ請求できる。(契約変更前事業所は請求が一切できない。)

ポイント1：契約変更前事業所と契約変更後事業所がそれぞれモニタリング実施月にモニタリングを行った場合は契約変更前事業所はサービス継続支援の請求はできない。契約変更後事業所のみ請求可能。

ポイント2：契約変更後事業所において新規に契約したとしても既に支給決定はされている(計画作成済)為、計画は作成せずにモニタリング期間に従ってモニタリングを実施する。よってこの場合はサービス継続支援を請求する。但し、モニタリングを行った結果、サービスの変更等が生じた場合は(ケース4)にならって計画を作成し、サービス利用支援を請求する。

※この扱いはモニタリング終期月においても同様であり、契約変更前事業所がモニタリングを行い、契約変更後事業所が更新の為の計画を作成した場合は契約変更後事業所のサービス利用支援のみ請求できる。(契約変更前事業所は請求が一切できない。)

(ケース6) 相談支援を受けている利用者が相談支援事業所を契約変更し、サービスの提供が同一月に重複した場合②

【契約変更前事業所の計画作成と契約変更後事業所のモニタリングが重複した場合】

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----------------------|----|----|----|----|----|---|---------------|----|----|-----|-----|-----|
| 契約変更前事業所 | | | | | | モニタリング 実施終期月 モニタリング 及び計画作成 実施 →計画分のみ 請求OK | | | | | | |
| 算定可能な 給付費及び 提供月 | | | | | | サービス利用支 援(6月分) | 翌月10日ま で請求 | | | | | |
| 契約変更後事業所 | | | | | | モニタリング 実施 →請求OK | | | | | | |
| 算定可能な 給付費及び 提供月 | | | | | | サービス継続支 援(6月分) | 翌月10日ま で請求 | | | | | |

ポイント1：モニタリング終期月において契約変更前事業所がモニタリング及び計画作成を行った後に契約変更した場合はサービス利用支援の請求可能。

ポイント2：契約変更後事業所は契約変更前事業所から計画を引き継ぎ、面接やサービス担当者会議等のモニタリングを行った場合はサービス継続支援の請求ができる。この場合、計画は契約変更前事業所が作成している為、改めて作成する必要はなく、また、サービス利用支援の請求はできない。

(ケース7) 相談支援を受けている利用者が相談支援事業所を契約変更し、サービスの提供が同一月に重複した場合③

【契約変更前事業所のモニタリングと契約変更後事業所の計画作成が重複した場合】

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----------------------|----|----|----|----|----|---|----------------|----|----|-----|-----|-----|
| 契約変更前事業所 | | | | | | モニタリング 実施終期月 モニタリング 実施 →請求 NG | | | | | | |
| 契約変更後事業所 | | | | | | 計画作成実施 →請求 OK | | | | | | |
| 算定可能な 給付費及び 提供月 | | | | | | サービス利用支 援(6月分) | 翌月10日ま でに請求 | | | | | |

ポイント1：モニタリング終期月において契約変更前事業所がモニタリングを行った後に契約変更した場合はサービス継続支援の請求はできない。但し、翌月の障害福祉サービスの更新がない等の理由で契約変更後事業所が計画作成を行わない場合はサービス継続支援の請求が可能

ポイント2：契約変更後事業所は障害福祉サービス更新決定の為の計画を作成し、サービス利用支援の請求を行う。

(ケース8) 相談支援を受けている利用者が転出入に伴い、相談支援事業所を契約変更し、サービスの提供が同一月に重複した場合
 【契約変更前事業所と契約変更後事業所の支援した内容の組み合わせは自由】

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---------------|----|----|----|----|----|--------------------------------|--------------------------------|----|----|-----|-----|-----|
| 契約変更前事業所 | | | | | | モニタリング実施月 モニタリング実施 →請求OK | 契約変更月 | | | | | |
| 算定可能な給付費及び提供月 | | | | | | 障害福祉サービス利用(A区での支給決定) | サービス継続支援(6月分) 翌月10日までにA区に請求 | | | | | |
| 契約変更後事業所 | | | | | | 計画作成実施 →請求OK | 6月の途中から障害福祉サービス利用開始(B区での支給決定) | | | | | |
| 算定可能な給付費及び提供月 | | | | | | サービス利用支援(6月分) | 翌月10日までにB区に請求 | | | | | |

ポイント1 および2：転出入に伴い、実施機関(支給決定をする自治体)が変更した場合は同一月でもサービス利用支援またはサービス継続支援の請求が可能。
 転入時(江東区に引っ越してくる場合)は新たに支給決定が必要になることから新規に支給決定をする(ケース1)のパターンを準用する。
 ※転出時についても同様の扱いの為、A区、B区を読み替えて、参照してください。

(ケース9) 相談支援を受けている障害児が障害者へ切り替わる場合

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----------------------|----|----|-------------------------------|-------------------|---------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 障害児相談支援事業所 | | | モニタリング 実施終期月 | | | | | | | | | |
| 算定可能な 給付費及び 提供月 | | | 事務引き継ぎ | 児童継続支 援(3月分) | 翌月10日ま で請求 | | | | | | | |
| 特定相談 支援事業 所 | | | 計案作成 支給決定 計画作成 →請求OK | 障害福祉サービス利用開始 | | | | | | | | |
| 算定可能な 給付費及び 提供月 | | | サービス利用支 援(3月分) | サービス利用支 援(4月分) | 翌月10日ま で請求 | | | | | | | |

ポイント1：モニタリング実施終期月において障害児相談支援事業所がモニタリングを行った場合は児童継続支援の請求ができる。

ポイント2：特定相談支援事業所においては4月から支給決定される障害福祉サービスの計画はスケジュール等が順調に進めば3月に作成することが想定されるが児童継続支援と請求月が重複してしまう為、計画作成月を4月として、処理。サービス提供月も4月分として5月10日までに請求することとなる。

※特定相談と障害児相談を一体的に指定を受けている事業所の利用者で障害者に移行しても同じ事業所を利用する場合も同様の扱い。